

障害者職業生活相談員資格認定講習のご案内

職業を通じて障害者の社会参加をすすめるためには、各企業が積極的に雇用の場を提供しようとすることはもちろん必要ですが、採用後も障害者の職業生活の充実を図ることが大変重要です。

このため、法律^(注)では事業主は障害者を5人以上雇用する事業所ごとに障害者職業生活相談員を選任し、その者に障害者の職業生活全般についての相談・指導を行わせなければなりませんとしています。

障害者職業生活相談員として選任が予定されている方などに、その技術的事項を習得していただき、障害者の職業能力の開発と職業適応の向上を図るとともに、その特性に応じた雇用管理を行うため、独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構山梨支部では、以下のとおり資格認定のための講習を実施します。

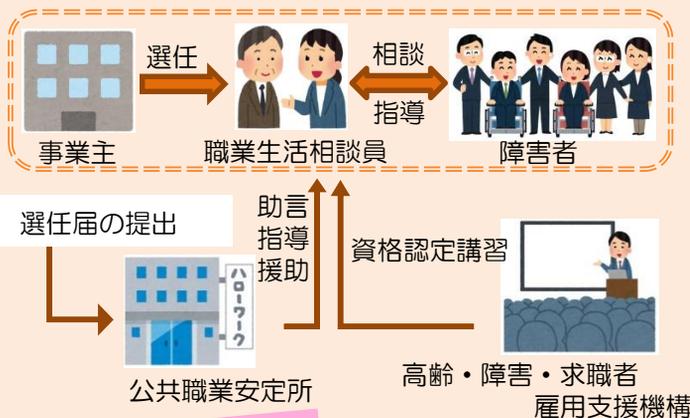
(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律

■日程：令和6年12月4日(水)・5日(木)

1日目：9時00分から17時00分まで

2日目：9時00分から16時30分まで (予定)

■会場：ポリテクセンター山梨(甲府市中小河原町403-1)



受講対象者

- ① 障害者を5人以上雇用している事業所で、障害者職業生活相談員として選任が予定されている方、及び障害者雇用・指導等に関わりのある方
- ② 障害者が5人に満たない事業所でも受講を希望される場合は受講可能です。

受講費用

受講料は無料です。受講者には、テキスト、その他資料を無償で提供いたします。
※受講者以外へのテキスト配布はいたしかねますが、テキスト全文は当機構ホームページでご覧いただけます。

お申し込み方法

当機構ホームページをご確認の上、申込書に必要事項をご記入いただき、**メール又は郵送**にてお申込みください。なお、メールの場合、件名を「認定講習申込」としてください。
メールアドレス：yamanashi-kosyo@jeed.go.jp
申込締切：令和6年10月18日(金)

会場案内



山梨支部 認定講習



【お問い合わせ先】 (独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構 山梨支部 高年齢・障害者業務課
〒400-0854甲府市中小河原町403-1 TEL:055-242-3723 担当:小湊